

# 社会保険「130万円の壁」

## 新ルール事務手続き研修会



2026年4月1日から、社会保険の被扶養者認定(いわゆる「130万円の壁」)の判定基準が大きく変わりました。従来は「今後1年間の収入見込み」を過去実績などから総合判断していたところ、新ルールでは「労働契約書または労働条件通知書の記載内容」を基準とする方式へ転換されました。

この改正はパート・アルバイト従業員の「就業調整(働き控え)」を解消し、人手不足に悩む事業者にとって労働力確保の好機となる一方、対応を誤ると従業員が思わぬ不利益を被る可能性もあります。

### セミナー内容

- 新ルールの核心:労働契約書・労働条件通知書に年間130万円以内の契約であることが明記されていれば 実績が超えても扶養継続可能
- 残業代は、契約に規定がない限り年収見込みに含めなくてよい
- 通勤手当は全額を年収に含める
- 事業者が今すぐ取り組むべき3点:①労働条件通知書の再点検・整備、②労働条件変更時の確認徹底、③従業員への正確な周知
- 今後の「特定事業所の拡大」について・社会保険適用時の「助成金」の活用



ハーモニア社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 中小企業診断士

むらはし だいすけ

講師 **村橋 大介 氏**

### 【講師 プロフィール】

- 平成11年 関西大学 商学部卒業
- 商社(上場企業)で5年、食品メーカー(中小企業)で3年勤務
- 31歳の時に関西みらい銀行に転職。以降、14年11ヶ月勤務
- 社労士法人勤務を経て、ハーモニア社会保険労務士事務所設立

### 【保有資格】

- 社会保険労務士
- 中小企業診断士
- ファイナンシャルプランナー 1級
- 簿記2級
- 宅地建物取引士

日時 **令和8年6月4日(木)**

14:00 ~ 16:00(開場/13:30~)

参加費  
無料

会場 **KISSUIEN Stay & Food 1階会議室**  
(京丹後市峰山町杉谷943) ☎0772-62-5111

定員 **研修会:20名**  
**個別相談会:先着2名(1コマ30分)**

申込先 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは申込フォームにて**令和8年5月29日(金)**までにお申し込みください。

QRコードからもお申込みできます▶

[申込フォームURL] [https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/2026\\_06\\_newrule](https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp/2026_06_newrule)



問合せ先 **京丹後市商工会 経営支援課 ☎0772-62-0342**

キトリ

京丹後市商工会経営支援課 行き FAX:0772-62-3553

事業所名		電話番号	
受講者氏名		個別相談	有 無

※先着2名のため、定員に達した場合はお断りする場合がございます。

※ご記入いただいた情報は、本セミナーに係る各種連絡のみに利用させていただきます。